

○議案第31号 守口市暴力団排除条例案

□□□審議経過□□□

＝総務市民委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、市全体で暴力団の排除を推進し、市民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与する事を目的とし、市区域内から暴力団を排除する施策を推進するため、条例を制定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、本条例中、市民や事業者の責務についても規定をされていることから、市区域内から暴力団を排除する施策推進の第1歩として、まずは本条例案が制定されたことについて広く周知を図っていかれたいこと。

また、市民などから暴力団員等に関する相談や情報が寄せられた場合、情報提供するにあたっては、個人情報扱う観点から、誤った情報等によりプライバシーが侵害されることのないよう細心の注意を払った上で、慎重に対処されたいこと。

加えて、青少年が暴力団に関わり被害を受けることがないように、例えば痩せる薬や良く眠れる薬など言葉巧みに青少年が誘惑される可能性のあるドラッグの怖さなどについても、引き続き指導・啓発を行うとともに、青少年の育成に携わる青少年育成指導員などへの研修についても、今後とも十分に組み込んでいかれたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。